

氷見市特別支援教育就学奨励費支給要綱

令和2年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨に基づき、氷見市立の小学校、中学校又は義務教育学校の特別支援学級等に就学する児童又は生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図るため、特別支援教育就学奨励費（以下「就学奨励費」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項の規定により設置された学級をいう。
- (2) 通級指導教室 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条及び第141条の規定により設置された教室をいう。
- (3) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者又は現に児童生徒を監護している者をいう。

(支給対象者)

第3条 就学奨励費を支給する対象者は、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者で、かつ、その世帯の前年の収入の額（特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条第1号に規定する収入額をいう。）がその世帯の需要の額（同号に規定する需要額をいう。）の2.5倍未満の世帯に属する者とする。

- 2 通学費、職場実習交通費、交流及び共同学習交通費については、需要額2.5倍以上の世帯であってもこれを支給する。
- 3 要保護及び準要保護に認定されている保護者については、交流及び共同学習交通費のみ支給する。
- 4 通級指導教室に通級する児童生徒の保護者については、他校への通級に要する交通費のみ支給する。

(支給対象経費)

第4条 就学奨励費の支給対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校給食費
- (2) 通学費
- (3) 職場実習交通費
- (4) 交流及び共同学習交通費
- (5) 修学旅行費
- (6) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

- (7) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (8) 学用品・通学用品購入費
- (9) 新入学児童生徒学用品・通学用品購入費
- (10) 体育実技用具費
- (11) 拡大教材費（弱視）

（支給額）

第5条 就学奨励費の支給額は、前条各号の支給対象経費ごとに、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文科大臣裁定）に基づき、予算の範囲内で支給するものとする。

- 2 新入学児童生徒学用品費は、当該児童生徒が原則として当該年度の当初から特別支援学級に就学した者に支給する。

（調書の提出）

第6条 特別支援学級に就学もしくは他校の通級指導教室に通級する児童生徒の保護者は、教育委員会が定める日までに収入額・需要額調書又は特別支援教育就学奨励費辞退届を、学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

- 2 年度の途中で特別支援学級に就学もしくは他校の通級指導教室に通級する児童生徒の保護者は、速やかに前項の書類を、学校長を経由して教育委員会に提出しなければならない。

（支給の決定）

第7条 教育委員会は、前条の規定により提出された収入額・需要額調書に基づき、特別支援教育就学奨励費支給決定通知を学校長に送付する。

- 2 支給開始日は、年度当初の申請者で教育委員会が定める日までに収入額・需要額調書の提出があった者については4月1日とし、年度途中で収入額・需要額調書の提出があった者については、申請を受けた日の属する月の翌月とする。
- 3 教育委員会は、保護者に特別支援教育就学奨励費支給決定通知又は支給しない旨の通知をする。

（就学奨励費の支給）

第8条 教育委員会は、前条で決定した就学奨励費を各学期に保護者等に支給するものとする。

- 2 支給時期は、原則として第1学期分が8月末日、第2学期分が12月末日、第3学期分が3月末日までとする。

（補 足）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文科大臣裁定）及び特別支援教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料（平成16年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

によるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。